

解説



証券取引等監視委員会事務局
開示検査課 課長補佐

み その はじめ
御園 一

課徴金事例集（開示規制違反編）の公表について

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成28年8月26日に「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」（以下「事例集」という。）を公表した。

金融商品取引法に基づく情報開示が適正に行われるためには、有価証券報告書等を提出する上場企業等や有価証券報告書等の財務諸表の監査証明を行う公認会計士・監査法人（以下「監査人」という。）による自主的な取組みはもちろんのこと、不適正な情報開示が行われた場合に多大な損失を被る可能性のある投資家の適正な開示への関心が不可欠である。事例集は、適正な開示を支えるこうした様々な市場関係者の方々の参考としていただけるよう、開示検査において認識された不適正な会計処理等の傾向及びその概要を取りまとめ、平成20年以降、毎年、公表しているものである。

今般公表した事例集では、最近の事例等を追加・編集するとともに、最近の開示検査の取組み、市場関係者へのメッセージ、開示規制違反の発生原因等を記載して、より活用しやすいものとした。本稿では、これらの項目を中心に紹介する。

1 最近の開示検査の取組みについて

昨今では、企業統治のあり方を定めた会社法が改正され、また、コーポレートガバナンス・コードの適用が始まるなど、上場企業を取り巻く状況は変化してきており、上場企業による企業情報の開示に対する市場の期待も一層高まってきている。

このような中、平成27年度には、日本を代表するグローバル企業において不適正会計が発覚し、大規模上場企業における不適正会計の潜在的リスクが認識さ

れたところであり、証券監視委としては、このような状況の変化を常に意識し、市場に対する投資家の信頼を保持すべく、以下のような取組みを行っている。

(1) 上場企業の経営環境の変化等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析

我が国金融・証券市場においては、金融商品取引法の規定に基づき、約3,600社の上場企業をはじめとする有価証券の発行者等から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。



証券監視委では、これまで、市場内外の様々な情報の収集・分析により、個別企業の有価証券報告書等における虚偽記載等に関する端緒を発見し、摘発等を行ってきたところであるが、結果として、課徴金納付命令勧告の対象は、新興市場の上場企業など、比較的、規模の小さい上場企業の占める割合が高くなっている。

しかしながら、前述の大規模上場企業による不適正会計が発覚し、また、最近の事案として、グローバル化した企業の海外子会社の管理体制の不備等に起因した虚偽記載等がみられるようになったことなどを受け、約3,600社ある上場企業による開示規制違反を、より迅速・効率的に発見・抑止すべく、経営環境の変化に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析等を開始・強化している。

特に、最近のマクロ経済動向等に着目すれば、中国や新興国における経済の減速や資源価格の下落等による業績悪化を隠蔽しようとする潜在的リスク、海外事業進出に伴い海外子会社等による不適正な会計処理を隠蔽しようとするリスク等に留意する必要があると考えている。これら以外にも、上場企業における新たな事業やビジネスモデルの変更に伴う損失の隠蔽等の不正が行われるリスク等にも留意する必要がある。

(2) 虚偽記載等の原因の究明

開示検査の実施においては、虚偽記載等の事実のみならず、その原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求めている。その際、虚偽記載等が行われることとなった直接的な原因にとどまらず、その原因を生じさせた根本的な原因についても究明することとしている。

この根本的な原因を究明する理由として、次の2つが挙げられる。

1つ目の理由は、不適正な会計処理

の対象となった取引等が1つ発見されても、同じ動機等によって他の取引等について不適正な会計処理が行われている蓋然性が高く、その根本的な原因であるその動機等を究明しなければ、虚偽記載等の全体像を把握することができないと考えられることである。

2つ目の理由は、原因を考慮した改善策を講じずに、発見された虚偽記載等に形式的に対処するだけの改善策にとどまった場合には、本質的な改善にはつながらず、その上場企業において適正な開示を行うための体制が確立されないため、再度、同じ原因による虚偽記載等が発生するおそれがあると考えられることである。

証券監視委は、不適正な開示が行われた背景にある原因について、検査対象企業と議論することによって、事案の徹底した説明及び問題の再発防止につなげるという意識を持って、開示検査に取り組んでいる。

さらに、開示規制違反に対して、開示検査による事後的対応のみならず、未然防止の観点から、このような取組みにより究明した原因等について、事例集等に記載し積極的に情報発信をすることにより、上場企業はもちろんのこと、他の市場関係者等についても、その自己規律強化につなげていきたいと考えている。

(3) 企業自身の適正な取組みの慫慂

上場企業には株主をはじめとする多様なステークホルダーが存在するため、上場企業において不祥事が発生した場合には、その影響は多方面にわたり、当該上場企業の企業価値の毀損のみならず、市場全体の信頼性への影響も懸念されることから、日本取引所自主規制法人は平成28年2月に「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を公表したところである。本プリンシプルは、不祥事が発

生した上場企業に強く期待される対応や行動に関する原則(プリンシプル)として、①不祥事の根本的な原因を解明すべく、最適な調査体制を構築するとともに、社内体制についても適切な調査環境の整備に努める旨、②調査の客観性・中立性・専門性を確保するためには、第三者委員会の設置は有力な選択肢となるが、その際、委員選定プロセスを含め、その独立性・中立性・専門性の確保に十分配慮する旨、③根本的な原因に即した実効性の高い再発防止策を策定し、迅速かつ着実に実行するとともに、その運用・定着に関しても十分に検証すべき旨、④不祥事に関する情報開示は、その必要に即し、把握の段階から再発防止策の実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行う旨が定められている。証券監視委としても、本プリンシプルの考え方は、不適切な開示を行った企業についてその再発防止が期待されるばかりでなく、適切な開示に大いに資するものと考えているところである。

また、本プリンシプルにおいて根本的な原因の解明のための有力な選択肢とされている第三者委員会の設置に関しては、平成22年7月に、日本弁護士連合会より「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表され、第三者委員会のあるべき姿等が示されている。

開示検査の実施に際し、上場企業等による虚偽記載等が判明した場合には、本プリンシプルや本ガイドラインに基づき、その企業自身において根本的な原因についても徹底した調査を行い、企業自身が正しい企業情報を市場に対し迅速に提供するとともに、適正な情報開示を行うための体制の構築等の企業自身による取組みの実施が期待される場所である。

なお、「開示検査に関する基本指針」において、検査対象先が、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって

構成される委員会を設置して調査を実施した場合において、合理性が認められる場合には、証券監視委は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができると規定している。

2 市場関係者へのメッセージ

(1) 上場企業の皆様へ

企業が適正な開示を行うためには、適切なガバナンスが構築され、取締役・監査役による監督・監査をはじめ内部監査等が有効に機能していることが不可欠であるが、最近の不適正な開示が行われた事案では、その発生原因として、取締役会・監査役会の機能不全や内部統制の機能不全が指摘されるケースも存在する。

事例集における不適正な会計処理の具体的事例やその発生原因等は、取締役の皆様が、自社のガバナンス体制が形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているかなどについて改めて点検する際の参考になるものと考えられる。

また、監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監督することにより、不適正な情報開示を防止することがその役割の1つであると考えられる。監査役の皆様が、企業情報の開示の適正性等を確保する観点から、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高めるためにどのような対応が必要であるかなどを考えるに当たり、事例集が参考になるものと考えている。

いずれにしても、適正な情報開示を確保する観点から、内部監査等において事例集が大いに活用されることを期待するものである。

さらに、企業情報の開示の適正性等を確保するためには、監査人から経営陣へのアクセス、監査人と企業の十分な連携

等を確保するための適切な態勢整備に取り組むことも求められているところであり、上場企業（監査役等）と監査人とのコミュニケーションを図るためにも、事例集が広く活用されることを期待している。

(2) 監査人の皆様へ

会計監査は、企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラであると考えられる。監査人にとって、事例集を参考に、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めるとともに、その不正の根本的な原因を理解することは、今後の監査に役立つものと考えている。

また、前述(1)のとおり、証券監視委としては、事例集が、監査人と上場企業のコミュニケーションを図るため、広く活用されることを期待している。

(3) 投資家等の皆様へ

上場企業における不適正な開示が行われた場合には、当該企業に投資を行っていた投資家が多大な損害を被ることはいうまでもない。

投資家、とりわけ機関投資家におかれましては、事例集を参考に、正確な企業情報等の開示や会計監査の品質などに関心を寄せていただくとともに、例えば、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）の中で、投資先企業に対し、コンプライアンス経営の徹底等を優先課題とするよう求めていただくことが、市場全体における適正な開示に関する規律の向上につながるものと確信しているところである。

3 開示規制違反の発生原因

証券監視委は、開示検査において、虚

偽記載等の原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求めている。その際、直接的な原因にとどまらず、直接的な原因を生じさせている根本的な原因についても、議論を行うこととしている。

根本的な原因となる事象・状況は、検査対象企業のビジネスモデル、ガバナンスの状況、事業環境等の変化等、様々であるが、証券監視委は、事案の徹底した解明及び問題の再発防止につなげるという意識を持って、根本的な原因の究明に取り組んでいる。

最近の開示検査では、以下のようなことが開示規制違反の発生原因として把握されている。

(1) 強い権限、影響力を持った特定の役員等の主導による事案（【事例3、16、21】参照）

特定の役員等の主導により不適正な会計処理等が行われているケースが散見されている。このようなケースにおいては、発生原因として、経営トップ等のコンプライアンス意識の欠如や取締役・取締役会・監査役の機能不全等が指摘されている。

取締役・取締役会・監査役の機能不全の背景には、不適正な会計処理等を主導した役員等が、創業者であることや在任期間が長いことなどから、強い権限、影響力を持っており、同役員等に一任する風潮、他の役員等が異論を差し挟むことが難しい雰囲気などがあった。

(2) 事業環境の変化等の背景がうかがわれる事案（【事例1、2】参照）

上場廃止基準に抵触することを回避するためや、新たに開始した事業において売上の過大計上が行われたケースがみられた。このようなケースにおいては、発生原因として、コンプライアンス意識の

欠如、内部統制の機能不全等が把握された。

背景として、電力の小売自由化など、競争の激化が予想される事業環境の中、一定の影響力を持つために事業規模を拡大する必要があるとして、売上至上主義に傾倒したり、ビジネスモデルの継続が困難な状況となり事業内容が頻繁に変遷する状況下において、業績立直し等の必要性に迫られていたことなどがみられた。

(3) コーポレート・ガバナンス上の不備（【事例4】参照）

長期間にわたり広範に不適正な会計処理が継続されていたケースにおいては、発生原因として、歴代社長による予算達成要求と当該要求に対する社内牽制機能不足が認められた。さらに、取締役会や監査委員会が本来期待されていた役割を果たして代表執行役たる歴代社長に対する牽制機能を発揮することができなかったというコーポレート・ガバナンス上の不備が認められた。

その根本的な原因として、当社においては、執行役等の選解任や報酬等に係る原案策定等の権限が社長に集中していたが、その状況下において、取締役会への報告や社外取締役に対する情報提供が不十分であり、取締役会で重要な議題について審議を十分に行うことができない態勢を有していなかったことや、監査委員会が主体的に監査人の監査の方法及びその結果の相当性を検証する態勢や監査人に対して十分な情報提供を行う態勢を整備していなかったほか、経営監査部が会計処理の観点での監査を十分に実施していなかったにもかかわらず、監査委員会は取締役会を通じて必要な是正措置を講じさせなかったことなどがあった。

(4) 海外子会社等の管理体制の不備（【実態把握1、2】参照）

事業拡大のため海外子会社等で新規に事業を開始したところ、事業が軌道に乗る前に不適正な会計処理が発覚し、自発的な訂正が行われたケースが散見された。このようなケースでは、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングを行うなどの海外子会社等を管理する体制が十分に整備できていなかったという問題点が認められた。

4 おわりに

今般公表した事例集では、上記のほか、課徴金納付命令勧告に至った事例の傾向や、開示規制違反の手法の傾向、個別事例の概要等を記載している。本稿ではその全てを紹介することはできないが、「会計・監査ジャーナル」の読者の皆様におかれては、適正な開示への理解の一助とするためにも、事例集の全文が記載されている証券監視委ウェブサイト^(※)をご一読いただきたい。

※「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20160826.htm>

***必須研修科目「職業倫理」研修教材**

※ 証券取引等監視委員会ウェブサイトから「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～（平成28年8月公表）」全文を入手し併読した場合に単位が付与されます。

教材コード	J 0 1 0 1 1 6
 研修コード	1 0 0 1
履修単位	1 単位